

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 15 - 1 - 9	細要素事業名	山元町子育て拠点環境整備事業
<p>【事業概要】</p> <p>当町の保育所については、町内3か所で運営していたが、海岸線から直線で1.5kmの位置にあった東保育所が津波で全壊し、また海岸線から離れた南保育所についても、地盤沈下による建物被害により解体したため、震災後は、比較的被害の少なかった北保育所と既存施設（老人憩の家）を改修した仮設保育所の2か所で保育を行っている。</p> <p>保育所整備については、津波により被災した東保育所の移転復旧が認められていることなどから、新山下駅周辺地区津波復興拠点エリア内に150名定員の統合保育所を整備し、施設復旧、仮設の解消を図るものである。</p> <p>併せて、保育所の複合化・多機能化事業により、震災前には当町にはなかった児童館等の子育て関連施設を保育所と併設し整備することで、子育て中の保護者における居住地決定の重要な要素となる、教育や子育てに関する環境整備が図り、震災後の深刻な課題となっている若い世代の流出を防ぎ、また町の担い手となる子育て世帯の帰還や定住化の促進が期待される。</p> <p>しかし、上記施設整備において、保育所は主に「災害復旧事業」、児童館・子育て支援施設は「震災復興交付金基幹事業（B-3）」で採択をいただくところであるが、施設周辺の環境整備（駐車場などの外構整備）については、災害復旧事業などの対象外経費にあたる。</p> <p>本施設は、防災集団移転促進事業、及び災害公営住宅整備事業で整備する造成団地を含めた、津波復興拠点整備事業における一団地内の施設となるため、移転促進区域に居住していた子育て世帯をはじめ被災者の多くが利用する施設となり、新たな地域間コミュニティの活動の場とも捉えられることから、町の持続可能性といった観点からも市街地整備に合わせ、保育所、子育て支援センター、児童館の子育て関連施設の集約による拠点整備が必要であり、その施設を有効に活用するためにも駐車場等の周辺環境整備（外構整備）が必要である。</p> <p>【基幹事業との関連性】</p> <p>新山下駅周辺地区津波復興拠点エリア内において、子育て拠点の施設整備に合わせ周辺環境（外構）を整備することで、津波復興エリア内の公共施設整備を円滑に進めることができる。また当施設については、災害公営住宅に入居する子育て世帯も利用する施設であり、被災した子育て世帯をはじめとした被災者のコミュニティ維持のために必要不可欠な施設であり、駐車スペース、歩道等の舗装及び外灯等を整備することで、災害公営住宅の入居者をはじめとしたエリア内の施設利用を促進するとともに被災者の再建にも大きく寄与することが期待されることから、津波復興拠点整備事業の効果をさらに高めることができる。</p> <p>【事業内容】</p> <p>○外構工事一式</p>			

この様式は、原則として、参考様式第29及び参考様式第32の別添3に記載した細要素事業ごとに作成してください。

- ※ 「全体事業費」は、細要素事業（当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。）について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。
- ※ 細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。